

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令註B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モロッコ	モロッコ王国政府に対する贈与に關する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	300,000千円 -----	H24.3.5 東京で (同日)	日本側 玄葉光一郎外務大臣 モロッコ側 サアド・デイス・エル・オトマニ外務・協力大臣	H24.3.19 72号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。